

ハラレガイドライン

—国連が定めた中小鉱業のための指針—

村尾 智¹⁾

訳者前書き

「ハラレガイドライン」という鉱業界の指針がある。これは中小規模の鉱業を扱う点で他の資源関係ガイドラインとは性格を異にする。ここでいう中小規模採掘は会社組織による生産ではなく、鉱業法の枠で対応できない個人的な採掘を指す。典型的な例はゴールドラッシュである。ゴールドラッシュという言葉には歴史的なひびきがあり、過去の遺物のような印象を与えるが、実際にはかなりの国で今でもみられる現象である。計画的な採掘が行われないため環境を破壊することは勿論だが、その他に保安、健康、ジェンダー等、複雑な問題を抱えるケースが多い。このため国際機関は早くからこれに注目し、事態が近年のように深刻になる以前から頻りに国際会議を開催してきた。早いものでは1978年のJurica会議や1981年のTaxco会議が、最近の例としてはHarare (1993), Washington (1995), Calcutta (1996), Washington (1999)が挙げられる。ハラレガイドラインはこのうち1993年にジンバブエのハラレで開催された会議「United Nations Interregional Seminar on Guidelines for the Development of Small/Medium Scale Mining」によって採択されたが、わが国では全く知られておらず、これに呼応する動きもない。そこでここに全訳を掲載する。掲載については、国際連合より、翻訳の責任が地質調査所側にある旨明記することを条件に、許可を得た。

ハラレガイドライン

このガイドラインの原題は「The Harare Guidelines on Small/Medium Scale Mining」である。

UN Department Economic and Social Development (1997年にDepartment of Economic and Social Affairsと改称)が1993年にニューヨークで出版しているが、オリジナルは残部僅少とのことで、今回は国連から電子メールの添付ファイルとして取り寄せた。ガイドラインではまず前書きがあり、ついで法律、財政、営業、技術、環境、社会の各側面からの提言が掲載されている。前書きは以下の通りである。

前書き

「途上国では国家レベルでも地方レベルでも小規模、中規模鉱業のはたす役割が重要である。その可能性を最大限に引き出すためには事業に収益性、持続性、安全性がなければならない。しかしながら小規模鉱業は往々にして政府の政策や計画に組み込まれない。

事業を成功させるには政府、鉱山会社、国家あるいは国際的援助機関など、関係者の前向きな取り組みが必要である。大切な必要条件は、開発の全ての段階において、関係者がお互いの調整の下に、実質的に参加する必要性を感じることに、開発を促進する政策、計画の履行である。行動を起こすに当たって、重要かつ幅広い内容を包含するのは、法律、財政、営業、技術、環境、社会の各側面である。

以下に示すガイドラインは中小鉱業が合法的で持続性のある活動として発展するよう支援する枠組みを与え、社会と経済の発展に対するその効果を最大限に引き出す事を目的としている。」

以上で前書きが終わり、それぞれの面について提言が続く。

1) 地質調査所 資源エネルギー地質部

キーワード：スモールスケールマイニング、ハラレガイドライン、ベルリンガイドライン、国際連合

法律

- I. 政府及び政策実施機関は簡潔、明瞭で寿命が長く、以下を保証する法令をだすよう努力すべきである。
- 中小鉱業の発展を可能にする第一条件として、その法律上の認知。
 - 採掘権に対するアクセスが容易である事。
 - 採掘権が譲渡可能である事。
 - 環境を保護する事。
 - 地主、先住民の権利について認知する事。
 - 安全な労働環境を実現する事。
 - 婦女子の権利を十分に保護する事。
- II. 政府及び政策実施機関は、以下に挙げるような社会的、技術的、経済的支援を中小鉱業に与えることで安定したビジネス環境創出に努めるとともに有効な組織の枠組を構築しなければならない。
- 技術的マネジメント、環境及びマーケティングについての教育。
 - 職能訓練。
 - 公正な価格で産物を販売する施設。
 - 技術提供サービス。
 - 各種サービス提供をめざす協同組合設立の支援。
 - 独立した利益団体の奨励。

財政

- III. 政府及び政策実施機関は以下のような十分かつ前向きな財政上のインセンティブを与えるよう努めるべきである。
- 中小鉱業を他分野と同様に扱う事。
 - 効率的生産を促進する事。
 - 管理と理解が容易である事。
- IV. 政府及び政策実施機関は以下に挙げるような中小鉱業の具体的な要望に答えられる効果的な財政メカニズムを作る努力をし

なければならない。

- 男性にも女性にも容易な、利用可能資源に対するアクセス。
- 貯蓄ができ、かつローンの組める協同組合。
- 特別な鉱業トラストファンドと危険負担資本。
- 採掘権を担保にできるクレジットアシスタンス。

営業

- V. 政府及び政策実施機関はマーケティングの支援にあたって以下に努めなければならない。
- マーケティングローンと返済の仕組みづくり。
 - 市場情報の収集と提供。
 - 委任営業担当機関の創設。
 - 営業、投資についてのトレーニング実施。
 - 営利団体からの融資保証。
- VI. 投資を支援する中で政府及び政策実施機関は次のような努力をしなければならない。
- 外貨を扱える鉱物資源開発銀行の設置。
 - 中小鉱業の流動債券促進。
 - 税制上の優遇措置。
 - 道路、通信網などインフラストラクチャー整備。
 - フィージビリティスタディあるいはそれ以前の段階の調査を支援することによる鉱業プロジェクト推進。
 - 最大限の権利を与えられた、内外の投資家を対象とする投資センター設立。
 - 中小及び大規模鉱山の間におけるパートナーシップ推進。
- VII. 十分な組織の枠組みづくりを行うために政府及び政策実施機関は以下に努めるべきである。
- スモールスケールマイニングを専任する組織を国家、地方、国際レベルでつくる事。
 - TCDC*1との協力による南南情報交換への参加。

*1 Technical Cooperation among Developing Countriesの略語(訳者注)。

技術

VIII. 政府及び政策実施機関は以下の責任を有する。

- a) 中小鉱業に適する技術の選定と普及及びその情報の提供。
- b) 中小鉱業を支援、推進するに当たって、また他国における同様の経験と関連情報についての普及に際して、NGOや開発援助団体の資源を利用し、また補う事。
- c) 中小規模の採掘を行う鉱夫の訓練。
- d) 中小鉱山に適する機具の製造推進。
- e) 鉱山数、従事者数(性別も含めて)、生産量、生産高、労働時間、報酬、事故数、事故の原因などについての統計、情報の収集、公開。

環境

IX. 政府及び政策実施機関は「ベルリンガイドライン*2」を考慮に入れるとともに、以下の責任を負うべきである。

- a) 中小事業には環境を破壊する可能性があり、被害を最小化する責任を有する事を事業者自身に理解させる事。
- b) 地域レベルでの効果的なモニタリングと管理システムを確立する事。
- c) 環境に優しい技術の開発、使用の推奨を行う事。

社会

X. 政府及び政策実施機関は以下に関して最大限の努力をすべきである。

- a) 各国の中小事業の現実を把握する一方で雇用、労働条件が国家、地方での基準を下まわらぬようにする事。
- b) 中小鉱山の健康と安全が国家、地方いずれのレベルにおいても鉱山全体の基準を下回らない事。
- c) 全住民対象の医療、教育、その他のサービスについては中小事業者の鉱夫にも行き渡るようにする事。
- d) 中小鉱山で働く女性が屈辱的な状況に陥る事なく、男性と同等の地位、作業環境、施設を与えられる事。又、女性が家事労働をこなす事でその収入が不利になってはならない。
- e) 既存グループの諸権利が中小事業による活動によって犯されない事。

1993年2月19日

訳者謝辞：国際連合のベアトリス ラボンス氏とウラディミール セルヴィヤノフ氏にはハラーレガイドライン入手の際にお世話になった。本稿は環境研究総合推進費H7の成果である。同研究を承認、支援された環境庁企画調整局地球環境部に御礼申しあげる。

MURAO Satoshi (2000) : The Harare Guidelines - A guideline set for small/medium scale mining by the United Nations -.

< 受付：1999年11月15日 >

*2 ベルリンガイドラインについては村尾(1996) 金属鉱業事業団発行 ぼなんざ 252, p.5-17を参照(訳者注)。